

## 令和安中かるたの利用に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この告示は、令和安中かるたの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和安中かるた 安中市が令和8年3月22日に初版を発行した郷土かるたをいう。
- (2) 学校等 大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、義務教育学校、中学校、小学校、幼稚園、保育所、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校をいう。
- (3) 利用 イベント、商品の開発、映像作品の制作、複製その他これに類する行為をいう。

### (利用申請)

第3条 令和安中かるたを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、令和安中かるた利用申請書（様式第1号。以下「利用申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 企業、団体等の概要書（申請者が企業、団体等の場合に限る。）
- (2) 役員名簿（氏名、ふりがな、性別、生年月日、住所等の記載があるもの。申請者が企業、団体等の場合に限る。）
- (3) 令和安中かるたを実際に利用する場所又は物件の見本、図面、原稿その他の当該物件の詳細がわかるもの
- (4) その他教育長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、令和安中かるたの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用申請書の提出を要しない。

- (1) 市内の学校等が教育を目的として利用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報を目的として利用する場合

### (利用の許可)

第4条 教育長は、前条に規定する申請があった場合には、次の各号のいずれかに該当

すると認められたものに限り、令和安中かるたの利用を許可する。ただし、必要があると認める場合は、当該利用の方法その他必要な事項について、条件を付すことができる。

(1) 利用の目的が次代を担う子どもたちをはじめ、広く安中市民の郷土に対する愛着を深め、育むためのものであること。

(2) 利用が安中市のイメージアップ又はPRに寄与するものであること。

2 教育長は、前項に規定する利用の許可（以下「利用許可」という。）を行ったときは、令和安中かるた利用許可通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（利用許可の制限）

第5条 令和安中かるたの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

(2) 安中市の信用又は品位を害するものと認められる場合

(3) 令和安中かるた及び安中市のイメージを損なうおそれがあると認められる場合

(4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められる場合

(5) 令和安中かるたを利用することにより、誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

(6) 申請者又は申請者の属する団体の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明した場合

(7) 令和安中かるたの利用の際その絵札及び読み札を改変し、又はそのおそれがあると認められる場合

(8) 前各号に掲げるもののほか、利用を許可することが不適當であると教育長が認めた場合

2 教育長は、利用を許可しない場合は、令和安中かるた利用不許可通知書（様式第3号）により、申請者へ通知するものとする。

3 第1項第6号の判断について疑義がある場合は、安中警察署長に意見聴取するものとする。

（利用料）

第6条 利用料については、当分の間、無料とする。

（利用上の遵守事項）

第7条 令和安中かるたの利用許可を受け利用する者（以下「利用者」という。）は、その利用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 利用申請書に記載された利用の趣旨・目的以外の利用をしないこと。

（2） 絵札及び読み札を改変しないこと。

（3） 利用許可を受けた権利を他の者に譲渡又は転貸しないこと。

（4） 利用許可を受けた物件には、原則として許可番号を明示すること。

（利用期間）

第8条 利用の期間（この条において「利用期間」という。）は、利用許可を受けた日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、1月1日から3月31日までの間に新規の利用の申請があった場合においては、当該日の翌年度の末日までとする。

2 利用期間の満了後に引き続き利用する場合においては、利用申請書により更新の申請を行い、再度利用許可を受けなければならない。この場合において利用期間の期限は前項の規定にかかわらず、当該許可を受けた利用期間の初日の属する年度の翌年度の末日までとする。

（許可内容の変更等）

第9条 申請者が利用許可の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ令和安中かるた利用許可変更申請書（様式第4号）を教育長に提出し、教育長の許可を受けなければならない。

2 教育長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、これを許可し、令和安中かるた利用変更許可通知書（様式第5号）により申請者へ通知するものとする。

（許可の取消し等）

第10条 教育長は、令和安中かるたの利用がこの告示又は当該利用許可の内容に違反していると認められる場合は、当該利用許可を取り消すことができる。

2 前項に規定する許可の取消しは、令和安中かるた許可取消通知書（様式第6号）により利用者に通知する。

3 第1項の規定により利用許可が取り消されたときは、教育長はその損失の補償の責めを負わない。

4 教育長は、令和安中かるたの利用状況について、利用者に対し必要な報告を求め、又は調査することができるものとする。

（利用報告）

第11条 利用者は、その利用に係る報告について、当該利用が終了した日から30日以内に令和安中かるた利用報告書（様式第7号）に完成品、写真、その他利用状況が分かる関係資料を添えて、教育長に提出しなければならない。

（責任の制限）

第12条 利用者が、令和安中かるたの利用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、安中市は責任の一切を負わないものとする。

（委任）

第13条 この告示に定めるもののほか、令和安中かるたの利用に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。